○国土交通省令第三十三号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項及び国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第二十五条の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事後届出） **第二十条**　（略） ２　前項の届出書には、第五条第二項第二号から第四号までに掲げる図書及び当該事後届出に係る土地売買等の契約の契約書の写し又はこれに代わるその他の書類を添付しなければならない。ただし、土地売買等の契約の当事者の一方若しくは双方が事後届出に係る土地を含む一団の土地のうち一の土地について既に事後届出若しくは法第二十七条の四第一項（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出（第二十条の三において「事前届出」という。）をしている場合又は都道府県知事が必要がないと認める場合にあつては、第五条第二項第二号の地形図を添付することを要しない。 （大都市の特例） **第二十六条**　第十七条及び第二十条第二項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。	（事後届出） **第二十条**　（略） ２　前項の届出書には、第五条第二項第二号から第四号までに掲げる図書及び当該事後届出に係る土地売買等の契約の契約書の写し又はこれに代わるその他の書類を添付しなければならない。ただし、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が事後届出に係る土地を含む一団の土地のうち一の土地について既に事後届出又は法第二十七条の四第一項（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出（第二十条の三において「事前届出」という。）をしている場合にあつては、第五条第二項第二号の地形図を、土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的に係る土地が、法第二十三条第二項第一号イからハまでに規定する区域に応じ、それぞれ同号イからハまでに規定する面積未満のものである場合にあつては、第五条第二項第三号の図面を添付することを要しない。 （大都市の特例） **第二十六条**　第十七条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、同条の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

別記様式第三、別記様式第三の二及び別記様式第四中「貸」を「賃」に改める。

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第三項第一号及び第二十五項並びに第百十七条第一項第七号の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者） **第十一条**　法第四十六条第三項第一号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　商工会又は商工会議所であって、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とするもの	（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者） **第十一条**　法第四十六条第三項第一号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一・二　（略） （新設）